

5. タクシー券の交付

大分市に住所を有する重度心身障がい者（児）に、タクシー利用券を交付します。

- *【有料道路通行料金の割引】(P23)、【自動車税・軽自動車税の減免】(P24)を受けていないことが条件となります。（どちらか一方を受けていると、交付はできません）
- *自動車税・軽自動車税の減免を受けていた方は、タクシー券交付申請前に、当該免除申請先に消印をもらってください。
- *運転免許を自主返納した70歳以上の大分市民の方を対象に、タクシー臨時乗車券または、交通用具購入奨励金を給付しています。詳しくは、本庁舎4F生活安全・男女共同参画課（578-7541）にお問い合わせください。

対象者	《普通タクシー（旧：小型タクシー）》 ①視覚1・2級 ②肢体不自由1・2級（上肢障がいのみを除く） ③内部1級 ④知的障がいA1・A2 《福祉タクシー・リフト付福祉タクシー》※車いす常用の場合のみ ①肢体不自由1・2級（上肢障がいのみを除く） ②内部1級
支給内容	普通タクシー（旧：小型タクシー） 利用1回につき1,000円まで 100円券 30枚 400円券 35枚 福祉タクシー 利用1回につき5,000円まで 年間 200円券 50枚 400円券 100枚 1,000円券 30枚 リフト付福祉タクシー 利用1回につき7,000円まで 年間 500円券 150枚 1,000円券 30枚
注意事項	・障がい者ひとりにつき年間1回の交付となります。 ・紛失等による再交付はできません。 ・1回の乗車につき、普通タクシー券は1,000円まで、福祉タクシーは5,000円まで、リフト付福祉タクシーは7,000円まで利用できます。 ※ただし、タクシーの運賃を上回る額のタクシー利用券の使用はできません。 ・利用券を利用するときは必ず障害者手帳と表紙付きのタクシー券を提示し、タクシー券の利用上限額をタクシー運転手と確認してください。乗降介助には利用できません。 ・タクシーの利用目的に制限はありません。（余暇活動等にも利用できます。） ・交付を受けた障がい者本人が乗車していれば、他に同乗者がいる場合でもタクシー券を利用できます。 ・10月1日以降に対象（手帳新規交付等）となった場合は、その年度については半券の交付となります。 ・利用できるタクシーは、タクシー券裏面に記載されている業者に限ります。 ・利用券の種類の変更は年度につき1回のみ可能です。 ・他人に譲渡したり、不正に使用したときは、利用金額の返還及び2年間交付が受けられなくなる場合があります。 ・『（軽）自動車税の減免』を、年度途中で自動車の廃車や運転免許証の返還などにより取り消しをした際、タクシー券の交付が出来る場合があります。
手続きに必要な書類等	(1)身体障害者手帳・療育手帳（コピー不可） 障がい者タクシー利用券交付申請書（窓口に備え付けあり）
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）

《お問い合わせ》障害福祉課